

令和7年度 第2回高浜市障害者地域自立支援協議会本会議 議事概要

日時：令和7年8月22日（金）
15時～17時

場所：いきいき広場内ホール

【出席委員】

児玉委員、佐山委員、水野啓委員、山上委員、新美委員、内田委員（代理）
川角委員、水野美委員、鈴木美委員、林田委員、小林委員、石黒委員、長坂委員

1 あいさつ

○会長挨拶

大変な猛暑の中、業務等お忙しい中、第2回自立支援協議会にご参集いただきありがとうございます。

例年、この本会議は年2回の開催ですが、これから市の方で障がい者福祉計画を策定していくという重要な時期になります。自立支援協議会や、日頃障がい児者の支援等に関わられている皆様からのご意見を反映していきたいということもあって、今年度は本会議を3回開催としております。活発なご意見をいただき、今後に反映していければと思いますので是非ともよろしくお願い致します。

2 報告

（1）基幹相談支援センターの設置について【資料1】

高浜市に相談支援事業所は2か所ありますが、相談支援の基幹的な役割を果たす基幹相談支援センターは現在設置していないため、内部で協議を進めています。基幹相談支援センターは、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止が主な役割になります。

現在、高浜市社会福祉協議会に基幹相談支援センター設置の依頼をしている段階です。

先に説明しました基幹相談の役割について、現状でも社会福祉協議会の相談支援事業所で担ってもらっています。一部、権利擁護・虐待防止については携わってもらっていませんが、社会福祉協議会は権利擁護支援センターを設置しており、連携していくイメージであります。また、虐待防止についてもいきいき広場内での体制で特段変わりはありません。

基幹相談の運営主体は社会福祉法人が担うケースが多く、委託先の相談支援事業所の指定状況は、一般＋特定相談事業所の指定を受けた事業所が多い状況です。

設置状況と都道府県別基幹相談支援センターの設置率について、設置は努力義務で

すが、年々設置している自治体数は増えており、愛知県では約８９％の自治体が設置済みです。このような状況で、来年度以降に高浜市として設置ができるように検討、準備を進めています。

（１）についての質疑応答

委員：

社協と設置に向けた協議を行っているとのことだが、社協がこれをやらなければならないということなのか。

事務局：

現状、基幹相談支援センターに相当する役割を社協には担っていただいております。次年度以降に社協が基幹相談を実施するにあたって大きく相談体制が変わるわけではありません。一部権利擁護・虐待防止について相談支援で実施しておりませんが、この役割は社協の権利擁護支援センターが担っており、連携対応を行う予定です。

委員：

虐待防止について、高浜市の窓口に虐待の通報をしているが、基幹相談が設置された場合は、今後どこに通報するのか。

事務局：

最終的には市町村が対応ですので、現状と変わりなく市への報告です。基幹相談は伴走する体制です。

児玉会長：

基幹相談を受けていただくことによって、専門職員の配置であるとか、そういう事業費の補助が国、愛知県から得られるということですので、それをもとに、内容は大きく変わらないがより充実した取り組みを期待できるということによろしいでしょうか。

事務局：

お見込みの通りです。

（２）就労選択支援について 【資料２】

就労選択支援は、令和７年１０月１日から新たに稼働する福祉サービスです。資料２－１をご覧ください。就労系と呼ばれる福祉サービスは大きく分けて現在４つあります。基本的なＡ型、Ｂ型事業所と呼ばれる通所系のサービスに加えて、一般就労を目指していただくような就労移行支援、もしくは一般就労後の定着を支援する就労定着支援の４つです。今回の新たなサービスとして始まる就労選択支援というサービスについては、資料２－２に概要を示させていただいております。

現在は、就労継続支援もしくは一般就労に向けた実務的な支援であったところから、

障がい者本人が就職先や働き方についてより良い選択ができるように、就労のアセスメントを活用して、本人の希望や能力に合った就労の選択を支援するというのがサービスの概要になっております。

資料２－３以降に就労選択支援のサービスの具体的な内容や利用のイメージを載せております。

今回、協議会で報告案件とさせていただいた理由としまして、資料２－１１をご確認ください。

こちらが愛知県からの通知を添付したのですが、新たに就労選択支援事業の指定を受ける際に、地域との連携体制の構築及び第三者からの評価についての取り扱いが示されています。項番１では「市町村自立支援協議会等による評価として、指定に当たり、原則協議会または市町村による評価内容の提出を求めます。ただし、既に協議会に参画している事業所については、評価を必須としないこととします。」とあります。公平性、事業所の能力が求められることが趣旨にあるため、通常の指定に加えて、市町村がしっかり評価した上で指定するように求められていると考えられます。

その一方で、令和７年１０月１日から高浜市では就労選択支援を稼働する事業所はない見込みであり、協議会に参画している事業所はこの評価の対象外ですので、すぐに協議会に評価を求めることは想定されませんが、今後、事業所の新規参入があった場合には協議会に諮らせていただくことになりますので、報告案件とさせていただきます。

また、市内に、サービス事業所がないからといってサービス提供ができないわけではありません。資料２－１０下段の表にあるとおり、現行の就労アセスメントが必要とされる方が原則対象になり、特別支援学校卒業後の直Ｂアセスメントを受けている方が想定されます。就労継続支援Ａ型、就労移行の場合は、令和９年４月から原則利用になりますが、それまでの間でも利用はできるため、市としては整備状況を見極めながらサービス提供を進めていきたいと考えています。

（２）についての質疑応答

委員：

就労選択支援のサービスをまだ実施する事業所が高浜市にはないということだが、障がい者本人が相談して、就労選択支援を受けたいという希望があった時に、別の場所を受けられるのか。

事務局：

サービスを希望する方、サービスを利用しなければならない方については、他市で就労選択支援の提供可能な事業所に依頼することを想定しています。希望があれば、サービスに繋げるよう利用援助を行います。万が一事業所に繋がれない場合は、経過的に従来の取り扱いが可能となっております。また、高浜市の場合は、社協に就労支援事業の委託、いわゆる就労選択支援に類似する業務を委託しており、こち

らを活用することも想定しております。

委員：

資料２－１０では、「Ｂ型利用希望の場合は、就労選択支援を予め受けること。それが難しい場合は現行どおりの対応」ということで、利用をしていくではなく、原則受けることとした方が良いのではないのでしょうか。

事務局：

Ｂ型利用者の多くの方が、５０歳以上、障がい年金１級受給者、もしくは就労経験がある方で、これらの方たちに関しては、資料２－１０下段の表にある通りですが、希望があれば利用をしてもらうことになっています。学校を卒業する方や就労経験がない方は就労選択支援が必須となります。

委員：

学校を卒業される方が就労に行こうと思った時には、就労選択支援を通さなくてはいけないことなのですね。それは先生たちからの指導で、子どもさんや保護者の方は説明を受けていくということになりますか。協議会が説明するのですか。卒業間近の人達にとっては切実なところであると思うが、事業所が市内になくて、市外の所をどこか通さなければいけないとなると、結構大変かと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：

高校生の保護者については学校からも説明されています。今年度の卒業生については、今後は就労選択支援を利用していかなければなりません。特別支援学校は、就労選択支援が始まる前に、従来の就労移行支援でのアセスメントを取ってもらう形で対応しております。

現時点でＢ型希望の方は、夏季休暇中にアセスメントをとってもらい、就労選択支援を経由することなくＢ型就労が利用できるよう調整しております。現時点でＢ型への移行が決まっておらず、１０月以降にサービスを使う必要がある方は、経過措置で従来の方法とする事もあるかと思えます。現状サービスを使われている方に対しては、相談員が随時説明を行っていきます。

委員：

精神の方が初めてＢ型を使う場合で、就労選択支援必須の対象者に該当する方だった場合、高浜に就労選択支援の事業所がなければ、この近辺ではどこの事業所が利用できるのか。また、就労経験のあるにアルバイトは該当するのか。そういう細かい所をもっと知る必要があると思います。

事務局：

事業所は、刈谷市のくるくるさんは就労選択支援を実施予定と聞いております。他市の場合、市内に１～２事業所程度で、事業所数としては多くありません。

就労経験はアルバイトでも該当します。全く就職したことがない方が対象となります。

委員：

就労経験とは、Ａ型は就労経験に含まれるのですか。

事務局：

Ａ型は一般就労にチャレンジしたということになりますので、利用した方は就労経験のある方になります。

（３）研修事業について【資料３】

前回の本会議でお伝えした内容と重複するところですが、資料３にその他を追加しました。高浜市民の防災フォーラムについてです。社会福祉法人昭徳会が主催し、高浜市と社協が後援です。今年は９月２０日（土）に開催予定です。

自立支援協議会の防災部会も防災フォーラムに協力しており、部会の活動のひとつになっています。部会等でも周知をさせていただいたり、高浜市のＬＩＮＥで広報しています。

３ 議事

（１）高浜市障がい者福祉計画（第６次）アンケートについて【資料４】

前回の協議会の際にいただいたご意見をもとに今回素案を提示しております。

アンケートの対象者は、身体、知的、精神、子どもの４つの分類として配布していきます。項番４の項目以降の設問は、４分類で共通しています。修正箇所をご確認いただき、改めてご意見等お伺いできればと思います。

（１）についての質疑応答

委員：

アンケート内容にではなく、言語の部分についての質問になります。高浜市ではフィリピンやブラジル等の外国人の方がいらっしゃるが、アンケートをとる上でどのようなフォローを考えているのでしょうか。ヤングケアラーは外国籍のケースが多いので、そのサポートができると良いと思って質問しました。

事務局：

現在、全く想定しておりませんでした。すべての言語に対応できていませんので、どこまで反映できるか分かりませんが検討させていただきます。

委員：

質問数 57 問は大変だと思います。実際回答率はどれくらい期待していますか

事務局：

前は、36.6%でした。ただ、アンケートとして信憑性のある回収率にはなっていますので、今回はそれを上回りたいと思います。

委員：

問 19、問 20 の兄弟児支援について再度説明をお願いしたいです。

事務局：

今回の資料に間に合わず具体的な質問内容をお示しできませんが、兄弟姉妹支援の事は追加したいと考えています。

委員：

問 19 では、主な支援者を一つ選択することになっているので、主に兄弟姉妹が支援している場合しか把握できないので、そうではなく、兄弟姉妹による支援の実情が把握できるようにして欲しい。

事務局：

どの質問にからめて追加していくかは検討が必要ですが、どんな事に悩まれているのかを抽出分析できればと考えております。

委員：

最初の説明で、「質問は 57 問あることで、アンケートの回答には〇〇分くらいの時間がかかります。」など見通しをもってもらう文言があっても良いのではないのでしょうか。

また、web 回答だと途中でやめられないと負担になるため、一時保存が可能な仕組みを検討してはどうでしょうか。

事務局：

検討させていただきます。

(2) 福祉人材確保に関する取り組みについて【資料 5】

令和 7 年 3 月開催の自立支援協議会でも取り組み内容をご報告させていただきましたが、今年度は、日本福祉大学の学生の協力のもと、事業所が人材確保・育成についてどのような点に困っているのかニーズを調査するためアンケートを実施しています。アンケートは資料 5-2 のとおりで、すでに市内の介護・障がい事業所には展開させていただいております。

今後、福祉人材の確保は大きな課題となりますが、福祉人材確保の会議では特に不足しているのは、夜間、土日の施設職員やヘルパーと聞いており、他にも新卒者が採用で

きない。採用できても他の条件の良い職場に転職してしまうという声も聞かれています。

市として今後どのような部分に注力していくと良いのか、委員の皆様に意見をいただきたいと思います。

委員：

- ・10月からの最低賃金の上昇があり給与面で厳しいため、市の補助があるとありがたい。
- ・給与面で職員が定着できない。
- ・正直、土日夜間に限らず人員が最低限ギリギリの状態です。有償ボランティアも考えないと事業継続が難しくなるかも知れない。
- ・人の入れ替えはあるが、わりと求人をかけると人は集まる。飲食店のため。それが故事業の収益を支える人が欲しい。工賃を支えるスタッフがいる。
- ・次世代育成は必要だと考えている。
- ・事業所の利用者を職員として採用できると良い。
- ・ヘルパーは人材がいらない。
- ・高齢者のデイサービスも人が集まらない。

事務局

次世代育成として、入社後の離職を防ぐために、取り組んでいることがあればご意見をいただきたい。例えば、研修や職場の雰囲気作りなど。

委員：

- ・入社後、ここでの仕事が難しい人に辞めてもらうことの方が大変。
- ・頑張りが評価されるように工夫している。大変な業務には、それに合わせた対価を支払うことができる仕組みづくりを進めている。
- ・環境づくりを大事にしている。話し合いをして、職場の改善点を話し合っている。

4 その他

(1) 令和7年度第3回高浜市障害者地域自立支援協議会について

開催予定 令和8年2月開催（別途日程調整を依頼予定）

議題：アンケート結果の速報報告

部会報告と次年度以降の活動予定

以上